

生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事業業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年4月3日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名
生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事業業務
- 2 業務概要
生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付を行う業務（詳細は仕様書のとおり）
- 3 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- 4 入札保証金
吹田市財務規則（昭和39年規則第14号）第98条の規定に基づき、入札の保証は免除する。
ただし、落札者が本契約をしない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。
- 5 契約保証金
落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、

発注者が确实と認める金融機関の保証書の提供

- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施工令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿登載業者であること。参加希望業種等については、「代行」等、本業務を履行可能とみなされる者であること（ただし、例示した業種に限定するものではない）。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS/ISO27001）の認証を取得している者又はプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。
- (7) 当該入札において他の入札参加者の代理を行っていない者であること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる為の行為をなすおそれのない者又はなしていない者であること。

7 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、
 - (2) に示す書類を所定の日時及び場所に提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申込書（様式1）

イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS/ISO27001）の認証の写し又はプライバシーマークの付与認定の写し

(3) 申込書等の交付及び受付場所

ア 交付期間

令和8年4月3日（金）から令和8年4月15日（水）まで

申込書等は吹田市ホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業

者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和8年度（2026年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事業業務に係る制限付一般競争入札の実施）

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017993/1042102/1041886.html> のダウンロードにて取得すること。

なお、郵送・宅配・伝送等による交付はしない。

イ 受付期間

令和8年4月3日（金）から令和8年4月15日（水）まで
（土・日祝を除く）の午前9時から午後5時30分まで（必着）
（正午から午後0時45分までを除く）

ウ 提出場所

「21 問合せ先」のとおり

エ 提出方法

持参、郵送、電子メールによる伝送のいずれかに限る。

なお、郵送の場合は、受付日時までに到達しなかったものは受け付けない。

郵送及び電子メールの場合は送付したことを問い合わせ先電話にて送付日時を必ず連絡すること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の結果は令和8年4月20日（月）までに、申請者に電子メールで通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、返却しない。

ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

オ 提出期間内に申込書等を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

カ 入札参加資格の確認で資格有の確認を受けたものが1者であってもこの入札は有効とする。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年4月20日（月）から令和8年4月21日（火）正午まで

イ 提出場所

「21 問合せ先」のとおり。

ウ 提出方法

任意の様式による書面の持参、郵送、電子メールによる伝送のいずれかに限る。

なお、郵送の場合は、提出日時までに到達しなかったものは受け付けない。

郵送及び電子メールの場合は送付したことを問い合わせ先電話にて送付日時を必ず連絡すること。

(2) 説明を求められた場合には、求めたものに対して電子メールにより回答する。

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月15日（水）まで

午後5時30分まで受け付ける。

質問の提出にあたっては質疑書に記入の上、電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス seifuku@city.suita.osaka.jp

※件名に【生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事業業務に係る質疑書】と記載すること。

電子メールにて送付したことを問い合わせ先電話にて送付日時を必ず連絡すること。

(2) 回答期日

令和8年4月20日（月）までに回答を掲載するので、確認すること。吹田市ホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和8年度（2026年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事業業務に係る制限付一般競争入札の実施）

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017993/1042102/1041886.html> に掲載する。なお、質疑が無かった場合は掲載しない。

10 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書を熟読の上、申込書等を提出すること。

仕様書、入札書、委任状については吹田市ホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和8年度

(2026年度) 一般競争入札(業務委託) 一覧>生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事業業務に係る制限付一般競争入札の実施)

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017993/1042102/1041886.html> からダウンロードすること。

11 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和8年4月24日(金) 午前10時

(2) 入札場所

吹田市役所 低層棟3階 入札室

12 入札方法

(1) 郵送・宅配・伝送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度の入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉をおこなうものとする。

(4) 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

14 入札金額

落札者の決定にあたっては、入札者に記載された**税込金額**(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札金額とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込金額を入札書の入札金額に記載すること。

入札金額と積算内訳の「合計金額」が一致しない場合、合計金額が内訳と一致しない場合、又は金額の記載漏れがある場合は無効とする。

15 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
- (4) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。
- (5) 落札者は、当該入札者に記載される入札金額に係る内訳明細書を提出すること。

16 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「6 入札参加資格」に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由なく、入札心得書第13条第1号に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の締結

契約の締結にあたっては、契約書を作成する。

19 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2号に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

20 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

21 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 福祉部 生活福祉室（低層棟3階）

電話（06）6384－1335（直通）

FAX（06）6368－7348

電子メールアドレス seifuku@city.suita.osaka.jp